

市第 117 号議案 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正
市第 126 号議案 泉区における町区域の設定及び字区域の廃止

1 趣旨（市第 126 号議案）

現在、泉区和泉中央南五丁目、和泉町、下飯田町の各一部において、新たな駅前拠点市街地として計画的な街づくりを進めることを目的とし、泉ゆめが丘地区土地区画整理事業が行われています。

土地の区画整理に伴い、当該事業の実施主体である泉ゆめが丘土地区画整理組合（以下、組合）からの依頼を受け、泉区における町区域の設定及び字区域の廃止を行います。

<土地区画整理事業の位置図>



2 町区域の新設（市第 126 号議案）

(1) 新設理由

組合から、土地区画整理事業の施行に伴い、事業区域内の町名を「ゆめが丘」としてほしい旨の要望がなされたため、地方自治法第 260 条第 1 項に基づき町区域を新設します。

新区域	新区域に編入する現在の区域
泉区ゆめが丘	泉区和泉中央南五丁目の一部
	泉区和泉町の一部
	泉区下飯田町の一部

(2) 説明状況

町名を「ゆめが丘」とすることについては、組合から関係者へ説明を行いました。

年月	実施内容
令和4年8月	全地権者説明会 ※新型コロナ感染拡大に伴い書面開催
令和4年10月・11月	近隣自治会への説明 (本郷町内会、杉の木自治会、中和泉町内会、富士塚自治会)

3 字区域の廃止（市第126号議案）

(1) 変更理由

土地区画整理事業の施行に伴い換地処分を行うため、地方自治法第260条第1項に基づき区画整理事業区域内の字区域を廃止します。

(2) 廃止する字区域

廃止する字区域		面積
泉区和泉町	字中ノ宮の一部	49,560 m ²
泉区下飯田町	字大原の一部	73,768 m ²
泉区下飯田町	字大藪の一部	15,319 m ²
泉区下飯田町	字中野丸の一部	1,747 m ²
泉区下飯田町	字長谷戸の一部	18,836 m ²
泉区下飯田町	字林の一部	32,388 m ²
泉区下飯田町	字宮ノ前の一部	256 m ²
泉区下飯田町	字宮ノ脇の一部	20,411 m ²
泉区下飯田町	字谷戸上の一部	26,287 m ²
泉区下飯田町	字谷戸尻の一部	123 m ²
合計面積		238,695 m ²

<変更図>



4 町区域の設定と字区域の廃止の施行日 (市第 126 号議案)
告示で定める日

5 区の所管区域の改正（市第 117 号議案）

名 称	区	域
(省 略)		
泉 区	池の谷、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉中央北一丁目、和泉中央北二丁目、和泉中央北三丁目、和泉中央北四丁目、和泉中央北五丁目、和泉中央北六丁目、和泉中央南一丁目、和泉中央南二丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目、和泉町、岡津町、桂坂、上飯田町、下飯田町、下和泉一丁目、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、白百合一丁目、白百合二丁目、白百合三丁目、新橋町、中田町、中田北一丁目、中田北二丁目、中田北三丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田東一丁目、中田東二丁目、中田東三丁目、中田東四丁目、中田南一丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目、西が岡一丁目、西が岡二丁目、西が岡三丁目、弥生台、ゆめが丘、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目、緑園四丁目、緑園五丁目、緑園六丁目、緑園七丁目	
(省 略)		

6 区の所管区域改正の施行日（市第 117 号議案）

規則で定める日（町区域の設定及び字区域の廃止の実施と同時期）